様式第1号　別紙1（第4条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　小松島市わくわく移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、徳島県及び小松島市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、小松島市わくわく移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）　移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）　移住支援金の申請日から3年未満に小松島市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）　小松島市わくわく移住支援事業補助金に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（４）　移住支援金の申請日から3年以上5年以内に小松島市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全

　　　額